

# 推薦書の作成基準

## 1 推薦書の作成基準について

- (1) 平成23年9月1日現在でご記入ください。
- (2) 次の基準を満たす社会福祉に関する候補者（団体）を推薦してください。

## 2 推薦基準

### [感謝に該当する候補]

平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「表彰」や「感謝」をうけたものは除く。

- (1) 社会福祉推進者（地区社協・ボランティア団体・当事者団体の会員）として10年以上従事している者 ただし、休暇期間は除く
- (2) その他、本会ならびに社会福祉の進展に大きく協力した者及び団体

### [表彰に該当する候補]

A 平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「表彰」を受けている者は除く。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司として、平塚市内で10年以上在職している者
- (2) 社会福祉推進団体（地区社協・ボランティア団体・当事者団体）に10年以上在職し、代表者として平塚市内で5年以上従事している者 ただし、休暇期間は除く
- (3) その他、特別に会長が認める者及び団体

B 平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「感謝」を受けた者を対象とする。

ただし、休暇期間は除く

- (1) 社会福祉推進団体（地区社協・ボランティア団体・当事者団体）の役員として平塚市内で5年以上従事している者
- (2) 社会福祉推進者（地区社協・ボランティア団体・当事者団体の会員）として平塚市内で永年従事している者
- (3) その他、本会ならびに社会福祉の進展に大きく寄与したと認められる者及び団体

## 3. 推薦時の注意

- (1) 社会福祉施設役員及び従事者・環境・道路・自治・消防などの功労者は対象になりません。
- (2) 募金のみ功労者は、対象となりません。
- (3) 推薦書は、8月5日（金）までに平塚市社協事務局に届くように提出をお願いいたします。

## 顕彰作成基準表

	対象者	従事年数	推薦者
<b>表 彰</b>	民生委員・児童委員 保護司	10年以上	民児協会長 保護司会会長
	社会福祉推進者(地区社協・ ボランティア・当事者団体) 1	10年以上 (代表者歴5年以上)	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	社会福祉推進者(地区社協・ ボランティア・当事者団体) 2	感謝受賞者 (役員歴5年以上)	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	社会福祉推進者(地区社協・ ボランティア・当事者団体) 3	感謝受賞者 (20年以上従事)	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	特別に会長が認める者及び団 体	年数の決まりなし	特に定めるものはなし
	特に顕著な者及び団体	感謝受賞者	平塚市社協会長
<b>感 謝</b>	社会福祉推進者(地区社協・ ボランティア・当事者団体)	10年以上	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	特に顕著な者及び団体	年数の決まりなし	平塚市社協会長